

令和6年度障がい者を対象とした島根県警察 臨時的任用職員採用(登録)試験受験案内

令和6年9月4日
島根県警察本部

島根県警察では、障がいのある方の雇用を促進するため、身体、知的又は精神障がいのある方を対象とした、欠員が生じた場合に任用する職員(以下「臨時的任用職員」と言います。)を募集します。

◆採用(登録予定)人数	1名
◆勤務地	松江地区
◆受付期間	令和6年9月6日(金) ~ 令和6年9月20日(金) 郵送の場合、令和6年9月20日(金)必着 持参の場合、受付時間は、午前8時30分~午後5時15分(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
◆試験実施日	令和6年10月9日(水)
◆合格発表	令和6年10月16日(水)
◆任用予定	令和6年11月18日(月)

1 募集職種、勤務地、登録予定数及び職務内容

職種	勤務地	登録予定者数	職務内容	採用予定
警察事務	松江地区	1名程度	警察本部等に勤務し、警察事務に従事します。 ・文書管理、物品管理 ・データ入力、集計業務 ・システムを利用したパソコン入力等	R6.11以降

※ 臨時的任用職員

- 臨時的任用職員採用(登録)試験合格者は、「臨時的任用職員候補者名簿」に登録され、職員に欠員が生じた場合に臨時的任用職員として採用されます。
- 地方公務員法の改正により、令和2年4月から臨時的任用職員の任用が厳格化されました。法改正後の臨時的任用職員の勤務形態は、正規職員と同様となります。
給与、休暇等については、後述6(2)ア、イをご確認ください。
- 任用期間は、職員の欠員等の状況に応じて採用時に決定しますが、最長でも1年以内になります。
- 「臨時的任用職員候補者名簿」登録有効期間中に、新たに職員に欠員等が生じた場合には再び採用されることがあります。ただし、すぐに採用されるとは限りませんし、再び採用されない場合もあります。
- 登録有効期間は、登録開始日(合格発表の日)から3年です。

2 受験資格

(1) 次のアからエまでのいずれかに該当する人。

- ア 身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が1級から6級までの人
- イ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
- ウ 都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている人
- エ 知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、児童相談所、障害者職業センター、精神保健指定医により知的障がい者であると判定された人

(2) 次の各号のいずれかに該当する人は受験できません。

- ア 日本国籍を有しない人
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ウ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- オ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人(心身耗弱を原因とするもの以外)

3 試験の日時、試験会場

試験日時	試験会場
令和6年10月9日(水)	
開場 13:15	松江市殿町8番地1 島根県警察本部
教養試験 13:30~14:00	
作文試験 14:10~14:40	
面接試験 14:45~	

(注1)遅刻者は試験開始後15分以降は受験できません。

(注2)HB若しくはBの鉛筆又はシャープペンシル及びプラスチック消しゴムを持参してください。

(注3)試験の結果は、令和6年10月16日(水)以降に合格者に通知するほか、同日に島根県警察本部ホームページに受験番号を掲示します。

4 試験の方法

試験項目	問題形式	配点	内 容
教養試験 (30分)	択一式	30点	公務員として必要な知識及び知能について、 <u>高校卒業程度</u> の内容で筆記試験を行います。
作文試験 (60分)	記述式	20点	文章による表現力、課題に対する理解力等について作文試験を行います。
面接試験		50点	職務遂行能力等をみる目的で個別面接を行います。

※試験種目によっては、一定の基準があり、基準に満たない場合は総合得点にかかわらず不合格とします。

※試験日において、島根県警察職員(育休任期付職員、臨時的任用職員を含む。)である者、名簿に登録されている者が、同一職種の試験を受験する場合は、教養試験及び作文試験は免除し、面接試験のみとします。

5 受験手続、申込先及び受付期間

(1) 提出書類

- ① 臨時的任用職員採用(登録)試験申込書(別紙様式) 1部
- ② 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳(受験者の氏名と障がい名、等級が確認できる部分のみ)の写し、又は公的判定機関で知的障がい者と判定されたことを証明する書類の写し 1部
- ③ 履歴書(市販のJIS規格) 1部
顔写真は裏面に氏名を記入し、はがれないようにしっかり貼ってください。
- ④ はがき 1部
受験票として使用します。表面に受験者本人の郵便番号、住所、氏名を記載し、官製はがき以外は、63円切手を貼付してください。(※はがきの宛名には「様」と書いてください。)
- ⑤ 定形の封筒(長形3号)
試験結果通知に使用します。表面に受験者本人の郵便番号、住所、氏名を記載し、110円切手を貼付してください。(※封筒の宛名には「様」と書いてください。)

(2) 提出期限、方法

上記提出書類を、島根県警察本部警務課採用係に直接持参するか郵送により提出してください。郵送する場合は、封筒の表に「臨時的任用職員申込み」と朱書し、簡易書留郵便にしてください。受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除き、令和6年9月6日(金)から令和6年9月20日(金)までの午前8時30分から午後5時15分までです。
郵送による場合は、令和6年9月20日(金)必着とします。

(3) 受験票の交付

受付締切後に受験票を返送します。受験票には最近6か月以内に撮影した写真(上半身・脱帽・正面向き・横3.5cm縦4.5cm)を貼り付けて試験の当日に持参してください。なお、試験日の前日(土曜日、日曜日、祝日の場合には、その直前の開庁日)になっても受験票が到着しないときは、島根県警察本部警務課採用係に必ず問い合わせてください。

(4) 書類提出先・問い合わせ先

〒690-8510 松江市殿町8番地1 島根県警察本部警務部警務課採用係
TEL 0852-26-0110(内線 2641)

6 採用、給与及び勤務時間等

- (1) 臨時的任用職員採用(登録)試験の合格者は、職員に欠員等が生じた場合に任用する臨時

的任用職員（職員の産前産後休暇期間における臨時的任用職員は除く。）として任用します。
任用期間は、職員の欠員等の状況に応じて採用時に決定しますが、最長でも1年以内になります。

(2) 臨時的任用職員の勤務条件（令和6年4月1日現在）は、次のとおりです。

ア 給料

採用時の給料月額は、次の表のとおりです。

このほかに任期の定めのない職員と同様に、期末勤勉手当が支給され、また、支給要件に該当する場合には、扶養手当、通勤手当、住居手当等も支給されます。

（学校卒業後の経歴を有する人は、その経歴に応じて給料月額を決定します。）

職 種	初任給月額
警察事務	167,756円（高卒18歳の場合）

※学歴等により初任給の金額が上記を上回る場合があります。

臨時的任用職員から通算して6月以上勤務して退職する場合には、退職手当が支給されます。

イ 勤務日及び勤務時間

勤務は完全週休2日制で、月曜日から金曜日までの5日間、午前8時30分から午後5時15分までの1日7時間45分で、週38時間45分です。

土日のほか、国民の祝日、年末年始は休日です。

ウ この試験の合格者は、併せて「臨時的任用職員採用候補者名簿」に登録します。

上記任用期間後において、登録有効期間中に、新たに欠員等が生じた場合には、再び採用されることがあります。登録有効期間は、登録開始日（合格発表の日）から3年です。

7 試験結果の開示について

試験の結果については、島根県個人情報保護条例第22条の規定により、口頭による開示の請求をすることができます。

口頭による開示の請求は、受験者本人（代理人は不可）が「顔写真付きの身分証明書」（注）を持参の上、下記開示場所で行ってください。（電話は不可）

開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
合格者及び不合格者	総合得点、種目別得点及び総合順位	合格発表日より1か月間	島根県警察本部警務課 (松江市殿町8番地1警察本部庁舎)

(注)「顔写真付きの身分証明書」の例: 運転免許証、学生証、旅券等